

岩倉市雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雨時における雨水流出抑制を図ることにより河川の洪水を防止するとともに、市民の雨水の有効利用に対する意識の向上を図るため、雨水貯留施設等を設置する者に対し、予算の範囲内において岩倉市が交付する雨水貯留施設等設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽及びし尿を処理する浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽転用貯留槽 公共下水道接続時又は改築時若しくは増築時に不用となる浄化槽を転用して、敷地内に降った雨水を貯留する槽をいう。
- (3) 雨水貯留槽 敷地内に降った雨水を貯留する貯留容量が100リットル以上の新設の貯留槽で、別表第1に定める基準を満たしているものをいう。
- (4) 雨水貯留施設等 浄化槽転用貯留槽及び雨水貯留槽をいう。
- (5) 改造工事 浄化槽転用貯留槽による雨水貯留施設を設置するために行う浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事、雨水集水配管及び雨水管の取付工事並びにポンプの設置に係る工事をいう。
- (6) 新設工事 雨水貯留槽による雨水貯留施設を新たに設置する工事をいう。
- (7) 工事 改造工事及び新設工事をいう。
- (8) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (9) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (10) 宅地 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち、建築物の敷地に供せられるものをいう。
- (11) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (12) 世帯 国勢調査令（昭和55年政令第98号）第2条第2項から第4項までに規定する世帯をいう。
- (13) 1施設 別表第2に定めるものをいう。
- (14) 個人施工 申請者が業者に依頼せずに、自ら雨水貯留施設等を設置すること。

(15) 資材費 雨水貯留施設等の材料として用いる物資を購入するために係る費用をいう。

(16) 補助事業 当該補助金を受けて行われる工事をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象となる雨水貯留施設等は、岩倉市内の宅地に設置するもので、工事に要する費用を申請者自らが負担するものとする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1施設とする。

3 次の各号のいずれかに該当する雨水貯留施設等については、補助金の交付の対象としない。

(1) 国、他の地方公共団体及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第二条第一項に規定する独立行政法人）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）又は日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構が設置するもの

(2) 補助金の交付を受けて設置した雨水貯留施設等を作り変えようとするもの

(3) 既に補助金の交付を受けたことがある者及びその者が属する世帯を構成する者が、その交付決定の日から5年以内に設置するもの

(4) 補助金の交付を受けて設置した雨水貯留施設等が存在している敷地に、その交付決定の日から5年が経過する前に新たに設置するもの

(5) 移転補償等機能回復により設置するもの

(6) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第9条又は第16条に規定する行為のため設置するもの

(7) 売買等を目的とした土地又は建築物に設置するもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1施設につき工事費の4分の3に相当する額とする。ただし、申請者が個人施工で設置する場合は、当該施設の資材費の4分の3に相当する額とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金とし、その上限の額は、別表第3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、あらかじめ雨水貯留施設等設置費補助金交付申請書（様式第1。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事場所の案内図（雨水貯留施設等を設置する敷地を表したもの）
- (2) 工事の図面（配置平面図、断面図、構造図）
- (3) 見積書の写し（雨水貯留施設等の金額が明記されているもの。ただし、個人施工の場合は資材費が明記されているもの）
- (4) 雨水貯留施設等設置前の現場状況写真（状況が把握できるもの。ただし、新築・改築等で申請時に提出できない場合は、第9条の規定による完了報告と同時に提出することとする。）
- (5) 誓約書（様式第2）
- (6) 前各号に掲げるものほか、市長が必要と認める書類（使用ポンプ、雨水貯留槽の説明図等）
（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては雨水貯留施設等設置費補助金交付決定通知書（様式第3）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては雨水貯留施設等設置費補助金不交付決定通知書（様式第4）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。
（変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金申請内容を変更する場合、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに雨水貯留施設等設置変更承認申請書（様式第5、以下「変更承認申請書」という。）に変更内容を説明できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額及び補助事業の趣旨に変更がない場合であって、次に掲げる変更を行うときは、第9条の規定による完了報告と同時に、雨水貯留施設等設置変更報告書（様式第6）にて報告することができる。

- (1) 雨水貯留槽の設置場所の変更（ただし、申請設置敷地内に限る。）
- (2) 浄化槽転用貯留槽の水栓・ポンプ設置場所の変更

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査検討し、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に著しく異なる変更

があると認めるときは、同条の規定による決定を変更することができる。

- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定日の前日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(変更決定通知)

第8条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付決定の内容を変更したときは、雨水貯留施設等設置費補助金変更決定通知書(様式第7)により当該補助対象者に通知する。

(完了報告)

第9条 補助対象者は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、雨水貯留施設等設置工事完了報告書(様式第8)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事完了後の配置平面図

(2) 雨水貯留施設等設置前の現場状況写真(ただし、新築・改築等で申請時に提出できなかった場合に限る。)

(3) 雨水貯留施設等設置後の現場状況写真(ただし、別表第2の(1)又は(3)に該当する施設を設置する場合は、工事着手から完了までの写真)

(4) 雨水貯留施設等の設置に係る領収書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の完了報告を受けたときはその内容を確認し、相当と認めるときは、雨水貯留施設等設置費補助金交付請求書(様式第9)による補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(現地調査)

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、追加の資料の提出を求め、又は必要に応じて工事の施工状況及び設置状況等を現地において調査することができる。

(維持管理等)

第12条 補助対象者は、当該工事完了後、雨水貯留施設等を適正に維持管理し、効用発揮に努めるものとする。

- 2 雨水貯留施設等自体の変形、破損及び浮き上がり等が生じた場合並びに雨水貯留施設等の異常から第三者に事故、問題等が生じた場合において、岩倉市はその責任を負わないものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、書面により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

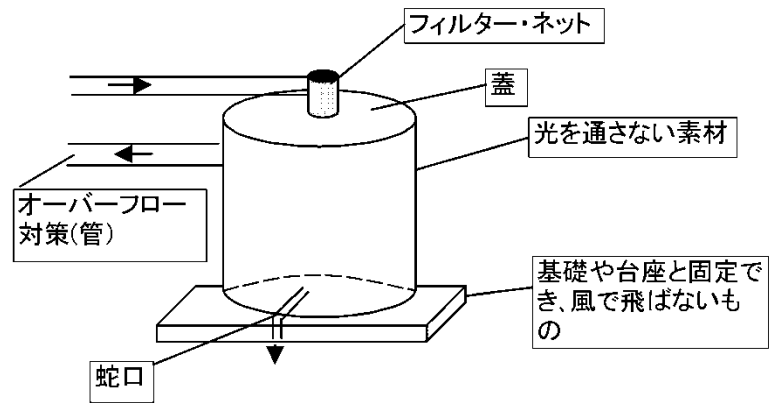
附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

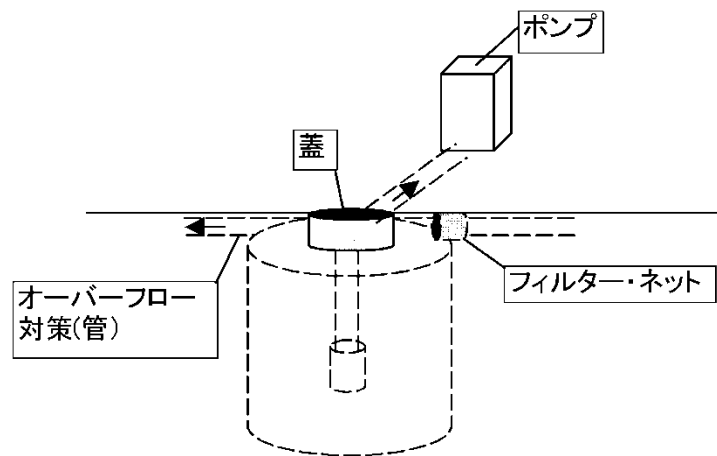
別表第1（第2条関係）雨水貯留槽

下記図と同等品以上とする。

（1）地上型

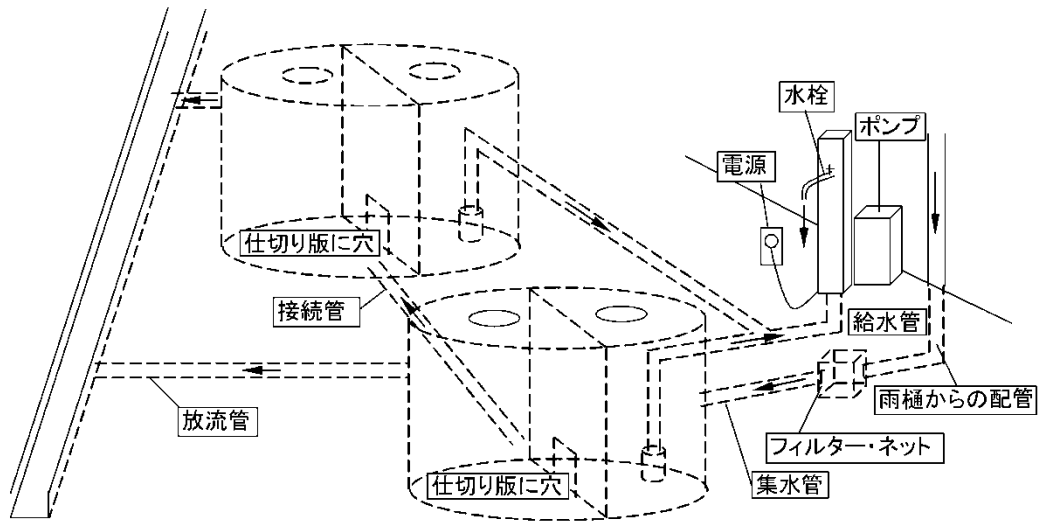


（2）地下型

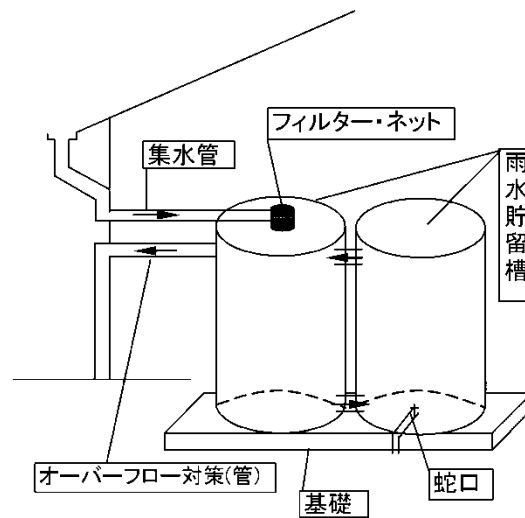


別表第2（第2条関係）1施設

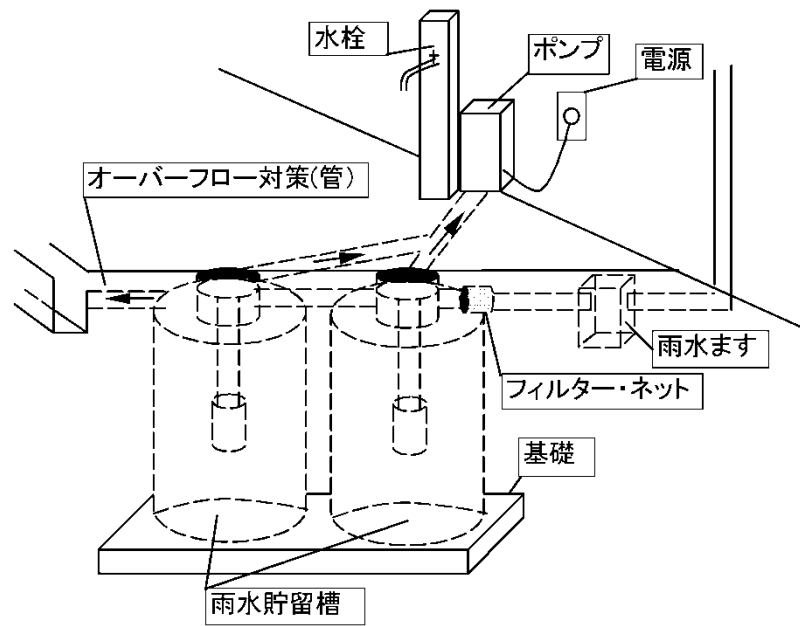
（1）浄化槽転用貯留槽



（2）雨水貯留槽（地上型）



(3) 雨水貯留槽 (地下型)



別表第3（第4条関係）

浄化槽転用貯留槽改造工事費及び雨水貯留槽新設工事費の補助限度額

（1施設当たり）

浄化槽転用貯留槽 改造工事費	人槽区分	補助限度額
	5人～10人槽まで	100,000円
	11人槽以上	150,000円
雨水貯留槽 新設工事費	貯留容量	補助限度額
	100リットル以上	40,000円